グリーンランド問題考

佐藤　庫八　陸自76

はじめに

トランプ大統領は就任前の２０２５年１月８日「グリーンランド（以下「ＧＬ」）は米国の安全保障にとって不可欠であり、ロシアと中国が取得するのを防ぐため購入を検討しているが、武力による併合も否定していない」と発言し、欧州諸国は猛反発した。

デンマークのフレデリクセン首相は「ＧＬは売り物ではない。将来において売りに出されることもない。デンマーク国民もこの立場を支持している」と一蹴した[1]。ＧＬ自治政府のエーエデ首相（当時）も同様の発言をしている。

大統領発言後の同年３月、バンス副大統領はＧＬを訪問しようとしたが反発を受け、ＧＬ北西部の米宇宙軍基地のみに入ることとなった。

その後目立った動きは見られなかったが、水面下での協議は行われていた。２０２６年６月、ルビオ国務長官は「米政府とデンマーク政府、ＧＬ自治政府との間で協議が進んでいる[2]」と明らかにした。

また、デンマークのラムスセン外相は「２０２６年末までに合意が得られるであろう。ただし、ＧＬの主権については交渉の対象外である[3]」と述べている。

本稿においては、国家が領域を取得するための国際法上の権原（その行為ができる法的根拠や理由）、ＧＬの歴史・地形、米国の領土取得の歴史について整理するとともに、ＧＬを取得する場合の法的観点からの案を提示し検討することとする。

１　領土の取得

伝統的国際法が認めてきた領域取得の権原[4]には、割譲、併合、征服、先占、時効、添付の６つがある。

割譲と併合は、国家間の合意による領域の取得であり、征服、先占、時効は国家の一方的行為による領域の取得である。添付は自然現象によって領域が取得されることである。

(1)　国家間の合意による領域の取得

割譲（cession）と併合（annexation）はいずれも他国との条約に基づいて領域を移転することである。他国領域の一部を移転する場合を割譲といい、他国領域の全部を譲り受ける場合を併合という。両者をあわせて譲渡ということもある[5]。

なお、割譲には、戦争の結果として講和条約を締結して領土の一部を取得する戦時割譲と、平時に外交交渉で金銭支払い等の条件を付した割譲条約を締結して取得する平時割譲

・吳柏融「中科院無人機防禦系統 展自主防衛能量」軍事新聞通訊社、２０２５年11月８日
・Tsiporah Fried, "The Impact of Drones on the Battlefield: Lessons of the Russia-Ukraine War from a French Perspective," Hudson Institute, November 13,2025
・程嘉文、黃婉婷「徐巧芯：31個無人機部隊 戰鬥加給欠半年未發」聯合線上公司、２０２６年１月27日
・洪哲政「國軍將設無人機訓練指揮部 能解決部署混亂困境？」聯合報、２０２６年３月25日
・「台湾のドローン開発 急ピッチ―高い技術力、量産に課題」WIRED、２０２５年６月26日
・Jonathan Chin, "Taiwan joins PIPIR conference in adviser capacity," The Taipei Times, March 22, 2026
・Hong-Lun Tiunn and Fanny Chao, "The Future of Taiwan-US Drone Cooperation," THE DIPLOMAT, October 01, 2025
・"Taiwan's Thunder Tiger drone added to US Blue UAS Cleared List," Taiwan News, September 22,2025
・龍元秀明「台湾ドローン『日本と組み海外市場開拓』 24年発足の業界団体で」日本経済新聞
・劉朱松「雷虎以 Blue UAS 認證無人機系統 搶進國際軍用市場」工商時報、２０２６年３月26日
・Gabriel Honrada, "Taiwan's drone surge aims to offset China's edge," Asia Times, August 21, 2025
・Stacie Pettyjohn and Molly Campbell, "Hellscape for Taiwan," Center for a New American Security, February 26, 2026

に区分される[6]。我が国は日清戦争後に台湾を、日露戦争後に南樺太を取得したが、これらは戦時割譲である。

割譲の効果として、地域の住民は従来の国籍を喪失して譲受国の国籍を取得する。ただし、住民に国籍選択を認めて譲渡国の国籍を維持する選択を許すことがある。

併合の場合は、被併合国は国家的存在を失い、その国民は従来の国籍を喪失して併合国の国籍を取得する[7]。

(2) 国家の一方的行為による領域の取得

征服（subjugation）とは、国家が実力で相手国を屈服させてその領域全部を取得することである。征服が成立するためには、国家が相手国の領域を併合する意思を示すことと、実力による支配が実効的でかつ確定的であることが必要である。

しかし、この権原は、過去の時代の領域取得の説明に援用できても、武力行使の禁止が確立した現在では、これは有効な権原と認められていない[8]。

先占（occupation）とは、いずれの国にも属していない地域（無主の地）に国家が支配を及ぼすことによって領域として取得することである。

先占が成立するためには、国家がそこを領有する意思を表明することと、その地域を実効的に占有することが必要である。無主の地とは、まだどの国の領有にも属していない土地のことであって、そこに原住民が住んでいても先占の対象となった。過去にヨーロッパ諸国が植民地を獲得したのは、おもにこの権原によったものである[9]。ＧＬもこの先占によってデンマークが領有した。我が国の尖閣諸島、竹島も先占による取得である。

時効（prescription）とは、他国に属する領域に対して、国家が長期間、平穏かつ継続して支配を行った結果、これを取得することである[10]。

時効取得が成立するためには、領有意思と長期間にわたる実効的占有とが必要であるが、時効完成の期間を一律に定める規則がないことから、領域取得の権原として認めない説もある。

(3) 自然現象による領域の取得

添付（accretion）とは、自然現象によって領域が取得されることである[11]。

これは、土砂の堆積や領海内の海底の隆起などの自然的な原因によって増大した領域の取得を認めるものである。

2　ＧＬの歴史・地形

ＧＬはデンマークの一部をなす世界最大の島で、そのほとんどは北極圏内に位置している。島の最大の長さは約２６５５㎞、幅約１２８０㎞で、面積は約２１７万５６００㎢（日本の約６倍）である。人口は５万６５４２人（グリーンランド統計局２０２５年１月）、在留邦人５名（外務省海外在留邦人調査統計２０２５年10月）。首都はヌーク。以下、ＧＬの歴史・地形の概要についてみることにする。

(1) 歴史

①草創期

・ＧＬに初めて居住した住民は、８世紀頃カナダ海域から移住してきたエスキモーである。

・ＧＬに上陸した最初のヨーロッパ人はノルマン人の赤毛のエーリック（英語名：Eric the Red）である。彼は９８２年から３年間過ごした後、いったん帰国し、同島を〝緑の島〟と呼んで入植者を集め、９８６年に再び訪れてノルウェー人植民の端を開いた。

・14世紀、牛の飼育に気候が適さなくなり、入植地の人口が減りだし15世紀には消滅した。

・ＧＬの再植民は、１７２１年にノルウェー人のキリスト教伝道者ハンス・エゲーデによって着手された。彼は、デンマーク政府の援助を受けてエスキモーに対する医療、伝道活動を開始したのである。

・その後民間企業がＧＬの貿易を手がけるようになったが、１７７４年にデンマーク政府が先住民エスキモーを援助し、彼らが搾取されないようにするためすべて政府の独占とした。この措置は、１９５１年ＧＬが再びデンマークの民間企業や移住者に開放されるまで続けられた。

・１８１４年ノルウェーとデンマークの同君連合[12]が終わった後、ＧＬはデンマークに統治されることになった。

・デンマークの主権は、１９１６年まではＧＬの西海岸だけにしか及んでいなかったが、21年には同島全域に拡大された。

・その結果、植民の行われていない東海岸地域の狩猟、アザラシ捕獲の権利をめぐってノルウェーとの間に紛争（東部グリーンランド事件）が起こったが、33年に常設国際司法裁判所でデンマークの勝訴となった[13]。その概要は次項のとおりである。

② 東部グリーンランド事件

本事件は、デンマークとノルウェーとの間で東部グリーンランドの法的地位が争われた事件である。発端は１９３１年にノルウェーが東部グリーンランドを先占する宣言を行ったことによる。そのため、デンマークはノルウェーによる宣言は違法かつ無効であると主張して、常設国際司法裁判所[14]に提訴した。両国の主張及び判決は次のとおりである[15]。

・両国の主張

デンマークは、ノルウェーの先占は無効であるとして、次の２点を主張した。

ｉ　デンマークがＧＬに対して有する主権は長年にわたって存在し、継続的かつ平和的に行使されてきており、他国に異議を唱えられたことはない。

ii　ノルウェーは条約その他によりデンマークがＧＬ全体に対して有する主権を承認しており、したがって今になってこれを争うことはできない。

ノルウェーは、ノルウェーが１９３１年7月10日に先占した地域（Eirik Raudes Land と命名）に対しデンマークはいかなる主権も有しておらず、ノルウェーによる先占の時点で同地は無主地であった。さらに、問題の地域はＧＬにおけるデンマーク領の範囲の外にあり、したがってデンマークの主権は及ばないと主張した。

・判決の概要

裁判所は１９３３年4月5日、「ノルウェー政府により交付された先占の宣言及びこれに関してとられたいかなる措置もデンマークの法的事態の侵害を構成するものであり、したがって違法かつ無効である」と判決を下した。その理由は紙幅の関係で割愛する。

③ 第二次世界大戦後

・ナチス・ドイツがデンマークを軍事占領してから1年後の１９４１年、ＧＬは暫定的に米国の保護領となった。これにより米国はＧＬに空軍基地、無電局、気象観測所などを設ける権利を得た。

・１９５１年、米国とデンマークは１９４１年の協定を破棄し、新たに北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）の枠内でＧＬを共同防衛する協定を締結した。この協定に従って米国はテューレ（現ピツフィク宇宙軍基地）に空軍基地とレーダー基地を建設した。

・１９５３年デンマークの憲法改正に伴い、ＧＬは植民地からデンマーク王国の構成地「amt（州又は県）」となった。

・１９７９年自治政府が発足し、デンマークの自治領となった。

・１９５１年の米国との防衛協定の修正交渉により、２００４年ＧＬ自治政府も米国政府及びデンマーク政府と共に防衛協定当事者として参加することとなった。

・２００９年6月グリーンランド自治政府法が発効した。この自治権の拡大により、デンマーク政府はＧＬにおける司法、警察、鉱

物資源の権限、金融規制、沿岸警備等の分野での権限を自治政府側に移譲した。ただし、憲法、国籍、最高裁判所、外交・防衛・安全保障政策、為替・金融政策の権限は移譲していない。

(2) 地形

ＧＬは二つの自然地域に分けられる。一つは内陸の氷床地域でＧＬの５分の４以上を占め、もう一つは山岳の多い海岸地域である。

すべての谷や山地をはるか下に埋め尽くしている広大な氷床は、北半球最大の大陸氷河である。これは内陸部では標高３０００ｍ以上に達し、厚さは平均１５００ｍ、最大２０５０ｍで、全体的にはドーム状をなし、島の中心部のやや東寄りで高く、海岸に近づくと低くなっている。

海岸部に近くなると氷は谷の中に集まり、速度を増して氷河となって、フィヨルド（峡湾）に流れ込む。ここで氷河の一部は溶け、一部は割れて氷山となる。１９３０年頃から氷河の移動速度が増しており、この原因は気候変動による北大西洋の水温や北西ヨーロッパ諸国の気温の上昇によることが確証されている。

海岸部ではフィヨルドが深く刻まれて、その全長は約４万㎞と推定されている。大きなフィヨルドは西海岸に多い[16]。

ＧＬは、北極海から大西洋への出口の一部を塞ぐように横たわる大きな島嶼であり、太平洋と大西洋を繋ぐ北極海の要衝である。近年、地球温暖化の影響で、氷床が融解する夏場に向けて北極航路を啓開する状況が整いつつある。

3　米国の領土取得の歴史

米国は今年建国２５０年を迎えた。その歩みは領土拡張の歴史でもあった。領土拡張に関する研究者によると「米国が獲得を検討しながらも断念した土地はカナダやエクアドルなど少なくとも40か国にまたがる[17]」と述べている。以下、領土取得の歴史と取得を目指しているＧＬの重要性について整理する。

(1) 領土取得の歴史

①米国本土

１７７６年の独立宣言後、東部13州から西へ、西へとフロンティアが行われ、１８９０年には太平洋に到達し、現在の米本土となった。この間、フランス、英国、スペイン、メキシコが領有していた土地を交渉や戦争で獲得していった。法的には割譲と無主地として獲得した。

「もし太平洋が陸地だったら、米国はひたすら（西へ）進み続けていただろうね[18]」とシカゴ大学ジョン・ミアシャイマー教授は述べている。

②米国本土以外（ＧＬを除く）

・１８６７年３月30日、ロシア帝国から７２０万ﾄﾞﾙでアラスカを購入（平時割譲）した。同地は、１９１２年５月アメリカの準州に、１９５９年１月に州となった。

・１８６７年８月28日、ミッドウェー諸島を無主地として先占した。米海軍ウィリアム・レイノルズ艦長がアメリカ合衆国の領有を宣言、アメリカ初の海外における先占であった。

・米西戦争の結果、スペインから１８９８年２月にフィリピンを、同年６月にグアムを戦時割譲した。

・１８９３年ハワイへ移住したアメリカ人はハワイ王国を倒してハワイ共和国を樹立、マッキンレー大統領の帝国主義膨張政策のもと１８９８年ハワイを併合した。その後、アメリカの準州とし、１９５９年１月にはアメリカ50番目の州とした。

・１９１７年デンマークから２５００万ﾄﾞﾙでバージン諸島を購入（平時割譲）した。

③ＧＬ

ＧＬの領有意図については今回のトランプ発言が初めてではない。

・１８６７年にロシアからアラスカを購入した際、Ａ・ジョンソン大統領、Ｕ・スワード国務長官は、次の購入先としてＧＬを検討していた。
・１９４１年ナチス・ドイツがベルギーを占領した際、ＧＬを保護領とした。
・１９４６年トルーマン大統領はデンマークに対し１億ドル相当の額で購入を打診していた。
・２０１９年８月トランプ大統領（第１期）はＧＬの購入について興味深いと発言していた。同大統領は、２期目の就任後継続的に領有意図を発信している。

⑵　ＧＬの戦略的重要性

佐野利男・元駐デンマーク王国大使の分析によれば、ＧＬは米国の視点から見て過去３回重要な役割を果たしてきたと述べている[19]。

第一に第二次世界大戦中の対独戦略として、第二に米ソ冷戦時において、第三に冷戦後中国の北極海への関心及びロシアの極地の軍事化との関係においてである。

①　対独戦略

ナチス・ドイツが仮にＧＬに軍事基地を建設すれば、英加両国の航行路が脅かされるだけではなく、ニューヨークやワシントンが直接空爆の危険にさらされる可能性がある。このため、アメリカはドイツがＧＬに建設中であった気象観測所を破壊し、それ以降ＧＬを事実上保護領化し、米軍基地を設けた。

②　冷戦間

冷戦期間中、ＧＬは対ソ戦略上の前哨基地として重要な意義を有した。ＧＬの北西部のテューレ空軍基地（現ピッツフィック宇宙軍基地）は、地理的にソ連に対する最短経路に位置し、対ソ連爆撃機の発進地及びロシアの北米大陸へのミサイル攻撃やソ連爆撃機の迎撃基地として、また弾道ミサイルの早期警戒レーダー基地として重要な役割を果たしてきた。現在、同基地はＧＬにおける唯一の米軍基地であり、唯一の海外宇宙軍基地としての機能を果たしている。

③　中露との関係

21世紀に入り、主な脅威は極地の軍事化を進めるロシアと北極海に関心を強める中国になった。

ロシアは北極圏に新たな空軍基地を設けており、これへの対応上ピッツフィック宇宙軍基地はこれまでに増して戦略的重要性を高めている。

中国は地球温暖化で航行可能となった北極海沿岸に関与を始めている。また、ＧＬに存する潤沢な地下資源（レアアース、クリティカルミネラル）開発や海底の石油天然ガスに限らず、この地理的戦略性に富む島に政治的関与を強めようとしている。

かつて未開発の氷の島であったＧＬは、第２次世界大戦以降その地理的特性から重要性が増してきているのである。

４　領土取得協議案の検討

現在、アメリカとデンマークとの間で協議が進められている。既述したデンマークの外相の言によると２０２６年末を合意目標として行われているようであるが、協議内容は公表されていない。

また、「ＧＬが中露に取られる」というトランプ大統領の言を裏づける事実あるいは意図については明らかではない。

そこで領土取得に関する法的枠組みを踏まえて協議され得る白紙案を検討することとする。案は次のとおりである。

ⅰ　ＧＬの全部の平時割譲又は併合
ⅱ　ＧＬの一部の平時割譲
ⅲ　ＧＬの戦時割譲
ⅳ　米軍基地用地の取得

⑴　ＧＬの全部の平時割譲又は併合案

米国の安全保障及びロシア・中国によるＧＬ取得を防止するとともに、豊富な地下資源の開発を行うことができる案である。

この案については、デンマーク及びＧＬ自治政府の両首相とも「ＧＬは売り物ではない、将来において売りに出されることもない」と述べており、交渉は困難を極めることになろう。また、ＧＬ自治政府は将来デンマークからの独立を目指しており、現時点で約85％の住民（大半はイヌイット）が米国の領有に対し反対の意思を表明している[20]。

トランプ大統領はＧＬの全部を併合し、同島全域に主権を行使すると述べている。ＧＬに主権を行使するとは、米国本土の安全保障に寄与する措置をとることではない。同島に居住する住民を統治し、ＧＬを継続的かつ平和的に統治することである。

また、ＧＬが抱える課題として急激な地球温暖化の影響による氷床、氷河が融解して世界中の海面が上昇することである。同大統領は着任早々パリ協定から脱退するなど環境問題への対応については消極的であり、関りのないこととするかもしれない。

米国は、その統治責任を果たす意思、覚悟はあるのであろうか。

この案で合意を得ることは厳しいと思う。

⑵　ＧＬの一部の平時割譲案

米国のみではなく欧州を含めた安全保障上必要とする地域に限定して購入し取得する案である。

⑴と同じくデンマーク首相等の売り物ではないという観点からは反対するであろう。しかし、ＧＬの現状をみると、デンマーク及びＧＬ自治政府とも全島を有効に活用しているとはいえない。開発能力に限界があり、住民の居住地域を除いては不毛の地といえる。米国の領有の意図が米国のみならず欧州を含めてＧＬの安全保障にとっても有意義であり、ＧＬの主権は担保されることを説明し、理解を得られれば合意に近づくのではないか。割譲地域は、米国の目的を達成するため、米軍の展開に必要な地域とし、複数地域を提案することとなるだろう。

本案は、⑴のように地下資源の開発等を含めて交渉するのではなく、欧米の安全保障を達成する目的に限定して交渉し、合意を求めるものである。交渉次第では合意される可能性はあると思う。

⑶　ＧＬの戦時割譲案

⑴の協議が妥結しない場合、武力による威嚇又は武力の行使によって取得する案である。

トランプ大統領は、武力行使による取得もいとわないと述べている。現在のイランとの抗争をみると、目的達成のためにはあらゆる手段が用いられる。武力の行使はその選択肢の一つである。

しかし、この案は、国連加盟国、ＮＡＴＯ加盟国からの批判を受けるのは明らかである。国連を主導して設立したアメリカが、自ら国連憲章に違反して国際紛争の平和的解決を求めることなく、武力を行使して領土を獲得するなど国連加盟国は容認できないだろう。国連安保理の常任理事国としても許されない行動である。

また、ＮＡＴＯ条約は、加盟国の一つ又は二つの国が攻撃を受けた場合、共同して対処することを定めている（第５条）。条約では加盟国間の武力紛争は想定していない事態であり、ＮＡＴＯは瓦解する可能性がある。

仮に、武力行使が行われ、その結果としてＧＬを戦時割譲したとしても、米国の統治が円滑に行われるとは想定し難い。この案は阻止しなければならないと思う。

⑷　米軍基地用地の取得案

現在デンマークと締結している防衛協定を改定して米軍基地用地を取得する案である。

欧米の安全保障及び中露によるＧＬの取得を阻止するために、軍事的な観点から必要な地域を検討し、米軍に提供できる用地について合意を求めるのである。

第二次世界大戦中、米軍基地は複数設置さ

れていた。米軍は、過去の基地を含めて展開予定地域の検討を始めているものと思う。

併せて用地の提供、基地の管理運営等を適切に行うための米軍の地位に関する協定案についても協議して締結することが望ましい。これにより、デンマーク、ＧＬ自治政府の主権は保持されることとなる。

アメリカにとって全部・一部割譲、併合又は武力の行使には多額の購入費、戦費が必要であるが、この案は基地の建設、維持費のみで対応することができる。費用対効果からも有益であろう。強大な武力を背景に威嚇的な協議ではなく、主権国家の平等な立場にたって相互に利益がある合意を目指すべきである。３箇所の米軍基地の取得案について報道されたことがあったが、この案が推進されることを期待したい。

最後に

ＧＬの問題は複雑な様相を示している。

ＧＬ自治政府はデンマークからの独立を望んでおり、独立するためには、先ずデンマークからの経済的自立が必要である。また、独立した場合のＧＬの安全保障、国際政治上のリスクについても検討しなければならない。

一方、デンマーク政府はＧＬの自治権に関しては憲法、外交・安全保障、金融等について移譲する意思はなく、当面独立を容認することはないだろう。

米国の強圧に対しては一致した対応をとっているが、国内問題の解決を図らなければならない状況にもある。

また、国際政治の現実をみると、米中・米露対立の中、ＧＬの戦略的重要性の故に、米欧の安全保障がＧＬの将来に重要な影響を与えてくることは必至である。

さらには、ＧＬの将来は、東アジア情勢にも影響を与えることになるだろう。わが国ではＧＬ問題は大きく報道されることはないが、今後とも、米国政府、デンマーク政府、ＧＬ自治政府間の交渉の行方を見守りたい。

追記

２０２６年９月22日、米国政府とデンマーク政府、ＧＬ自治政府はグリーンランド防衛に関する協定に署名した。

米軍は２つの軍事拠点を設けることになり、トランプ大統領が意欲を示していたＧＬの領有は見送られた（産経新聞９月23日）。

協定の詳細は別稿で紹介したい。

【脚注】

1「トランプ氏獲得に圧力　グリーンランド、パナマ運河」産経新聞、２０２５年１月10日

2「トランプ氏　７月のＮＡＴＯ首脳会議出席へ」産経新聞、２０２６年６月４日

3 日経電子版（2026.6.27）デンマーク紙ポリティン掲載

4 領域権原とは、一定の地域について領土主権を有効に設定し行使するための原因又は根拠となり得る事実をいう。山本草二『国際法（新版）』有斐閣２７８頁

5 香西茂他３名『国際法概説（第３版改訂）』有斐閣双書１３３～１３４頁

6 高井晋「グリーンランド問題再考」島嶼研究ジャーナル第15巻２号１１８頁

7 香西茂等前掲書１３４頁

8 前掲書１３４頁

9 前掲書１３４頁

10 前掲書１３５頁

11 前掲書１３５頁

12 同君連合とは複数の君主国の君主が同一人物である状態・体制のこと。デンマーク王国とノルウェー王国は１５２３年から１８１４年まで同君連合（オンデンブルグ朝）であった。

13 ブリタニア国際大百科事典５（１９９６年３版４刷）㈱ティビーエス・ブリタニカ「グリーンランド」６９４頁

14 常設国際司法裁判所は、国際連盟規約第14条に基づき設置された国際司法裁判所、１９４６年４月国際連盟とともに消滅した。

15 佐々木浩子「東部グリーンランド事件（デンマーク対ノルウェー）」島嶼ジャーナル第４巻２号（２０１５年３月）１２８～１２９頁

16 ブリタニア国際大百科事典６９３頁

17「米、領土拡張は『本能』」産経新聞、令和８年７月５日、一面

18 前掲産経新聞三面

19 佐野利男「戦略的な価値を高めるグリーンランドの将来―独立か併合か自由連合か」一般社団法人霞関会・論壇４～６頁、２０２５年７月25日公開

20 佐野前掲書７頁